

令和6年第1回臨時会議事日程（第1号）

令和6年2月2日（金）

午後2時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	2月2日	金	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和6年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年2月2日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	2月2日 14時00分		
応 招 議 員	1番 新保 祐介	6番 横川 清一	
	2番 丸谷 宏一	7番 是石 利彦	
	3番 角畑 正数	8番 岸本加代子	
	4番 向野 倍吉	9番 矢岡 匡	
	5番 太田 文則	10番 山本 定生	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 奥本 仁志 住 民 課 長 友田 哲也	福祉保険課長 別府 真二 子育て健康課長 石丸 順子 地域振興課長 石丸 貴之	
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 小原 弘光 書 記 轟本 宏		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午後2時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第1回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、矢岡議員、新保議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日2月2日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日2月2日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第1号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第2号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第1号、日程第4、議案第2号の2案件を一括議題にいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和6年第1回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多様な中を御出席いただき誠にありがとうございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

このたびの臨時議会には、条例案件1件、予算案件1件について、御審議願いたく御提案するものでございます。

議案第1号は、吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

戸籍法の改正により、戸籍証明書等の広域交付や、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を開始することなどに伴い、これらの交付等に関わる手数料の額を定めるため、本条例の一部を

改正するものであります。

続きまして、議案第2号は、令和5年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ3,373万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億536万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算では、国の令和5年度補正予算及び予備費にて追加をされました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事業費のうち、今年度実施する事業分について追加で計上しております。

歳入の主なものは、14款2項国庫補助金で3,230万7,000円の増額、歳出は3款1項社会福祉費で2,538万円の増額、3款2項児童福祉費で691万1,000円の増額、6款1項農業費で144万円の増額であります。

以上、提出議案については、行政運営上大変重要なものであります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第1号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容について御説明をいたします。

議案書の2ページ、3ページ、それと附属資料の1ページから3ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

○議長（山本 定生君） 住民課長、長くなるようなら着座のままお願いします。

○住民課長（友田 哲也君） はい、ありがとうございます。失礼します。

この改正は、国において戸籍法の一部を改正する法律の施行により、法務大臣が管理する戸籍情報連携システムを利用して、戸籍証明書等の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行事務等を開始することに伴い、これらの証明書の交付等に係る手数料の額を定めるために、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、附属資料の新旧対照表、そちらのほうを見ていただきながら説明いたしますので、附属資料1ページをお願いいたします。

別表中、現行の欄にあります、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付、それを戸籍の謄抄本または戸籍証明書の交付（広域交付

による交付を含む)に変更いたします。これは、今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が、本人や配偶者、父母、祖父母、子供のものであれば、本籍地以外の市区町村窓口においても交付が可能となる、いわゆる戸籍謄本等の広域交付、それに対応した表記の改めになります。

次に、その下は新設で、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、その追加でございます。これは、行政機関への手続の際に必要な書類として添付している戸籍謄本等について、これに代わる戸籍等電子証明書の提供を可能とするための識別符号、分かりやすく言い換えますと、電子化された戸籍等記録の情報を確認するための英数字16桁のパスワード、その発行が始まりますことに対応した追加でございます。この識別符号を行政機関に提供すれば、戸籍謄本等の提出が不要となるため、オンライン申請にも対応しやすくなります。なお、この符号は発行に際し紙で出力しなければ無料となっております。

次に、その下の1ページから2ページにかけまして記載しております変更と新設につきましては、今申し上げました戸籍を除籍に置き換えた内容でございますので、説明を省略させていただきます。

その下の戸籍に記載した事項に関する証明の交付と、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付につきましては、変更はなくそのままでございます。

3ページをお願いいたします。

この変更2か所につきましては、戸籍の届出や申請に伴う証明書の交付や閲覧についての手数料でございまして、電子化された届出書等の情報について追加をしたものです。今後、戸籍事務において出生届や婚姻届などの届出書類をスキャンして保存することになります。このスキャンした画像情報の内容に係る証明書につきましても、交付や閲覧が可能となりますので、今回追記しております。

最後に附則でございます。すみません、議案書の3ページ、一番下を御覧ください。

この条例は令和6年3月1日から施行する。これは、戸籍法の一部を改正する法律に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じた施行日となっております。

また、現在これらの新しいサービスにつきましては、まだ国において準備の最中でございますので、運用が開始される時期が来ましたら、ホームページや広報紙等でしっかり周知したいと考えます。

なお、今回の改正は法改正に伴うものであり、町独自の改正点はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(山本 定生君) これから質疑を行います。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないことになっていますので、よろしくお願ひいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 前もらった、それぞれ皆さんにありますナンバーカードとつながっていくものなのでしょうか。

それと、セキュリティーが施されていると思いますが、そこの辺の説明をお願ひできますか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） この分、戸籍の電子的な証明書のところは、マイナポータル、マイナンバーカードと連携した手続においてということになります。

そして、セキュリティーに関しては、こちら国のほうが制度設計してしっかりやっていますので、情報の漏れ等は全くないということで認識しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の条例改正案は、本籍地と現住所が離れている住民にとって本当に便利になりいいものだとは思いますが、それ以上にリスクを伴うものと思われま

す。第1に、様々な個人情報が入っている戸籍情報が法務省の下に一元化され、各自治体に流されます。ここに漏えい、悪用される危険が現在より大きく高まると思います。

第2に、マイナンバーと戸籍関連情報等がネットワーク上で関連づけられることになりま

すと、さっきの医療の保険証とマイナンバーに関してトラブルが続出したように問題が起こる可能性が大きいです。

第3に、マイナンバーカードの取得が義務化されていないも

場合、費用は無料となるなど優遇され、そうでない場合と比べ不公平だと言えます。

以上、3点の理由で反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 賛成討論いたします。戸籍というものと個人情報というものは非常に大切にされなければならないと思います。一番の問題は、なりすましがおるわけです。健康保険証とかの利用とか、その個人の中になりすまして、それを個人ナンバーとかそういうものでしっかりとセキュリティーを保つ、識別ができるということを目指しているものだと私は理解しております。

そういう点で賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 起立多数であります。よって、議案第1号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決するとに決しました。

日程第4、議案第2号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ、8ページ。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 6款農林水産業費3目の農業振興費の18節農業用軽油価格高騰対策事業補助金144万の件なんですけども、今回は農業従事者に手厚い補助金を出すということなんですけども、漁業者ももちろん船で油を使って漁に出ます。今回漁業者にはこういった補助金のあれはないんですけども、今後どのように考えとりますか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

漁業者は去年の6月補正で予算計上させていただいております。令和5年の6月の議会で漁業者分だけ計上しております、今回農業者はそのときしていなかったのも、今回農業者を追加で予算計上ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけども、対象農業者が9名ってあるんですけども、これはどういう方なんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 吉富町に今、認定農業者、担い手農家の会がありますが、その方、大規模農家の方たちが、今現在町内だけでなく、出作で豊前、上毛町等も行っております。そういった方たちに補助をするということで、大規模農家に補助ということで計上させていただいております。その対象者が9名です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 認定農業者10名でおったと思いますが、そのうちの9名ということでした。大規模農業者、説明は今受けましたんですが、申請の方法というのはどういうふうにするんでしょうか。申請について説明をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） すみません、今、是石議員が10名と言われますが、認定農業者、担い手農家は9名です、町内が。（「前10名やなかったかな」と呼ぶ者あり）今9名になっております。

それと申請につきましては、農家の方々、領収書等証明になるものを持っていただいて、その分をうちのほうで助成するというふうになっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第6号）、9ページ、10ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期臨時会に付託された事件は議了いたしました。

ここで、町長より議員の皆様に御挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） それでは、お礼を申し上げます。

本日は、提出議案に御議決を賜り、誠にありがとうございました。

今回の補正予算で計上させていただきました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事業につきましては、最近の物価高で切実に苦しんでおられる方も多いと思いますので、対象となる皆様に一刻も早くお届けできるように、しっかりと準備をさせていただきます。

早いもので、新年も1か月があっという間に過ぎました。今年は辰年の一年であります。辰という漢字には、振るう、整うという意味があり、辰年はあらゆるものが振るう、つまり振動することによって活力が旺盛になり、大きく成長し、形が整う年といういわれがあるそうです。私たちの吉富町にとっても、まさに活力旺盛で大きく成長する一年となるように、前に前にまちづくりを進めていきたい。そして、天高く昇っていく龍のごとく、皆様と共に手を携えて力強く上昇していかなばと真に考えております。

また、明日は節分、その翌日は新しい土地の始まりを表す立春です。一年間を健康に過ごせるようにと願いを込めて、「鬼は外、福は内」と各家庭から大きな声が町中に響き、心新たに立春をお迎えいただきたいと思います。

どうか議員の皆様方におかれましては、町民の皆様の幸せのため、前向き上向きな町政運営ができるように、御理解と御協力、お力添えを賜りますようどうぞお願いを申し上げます。

結びとなりますが、本年も議員の皆様にとって幸多き健康な一年となりますよう御祈念申し上げます、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これをもちまして、令和6年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 2月 2日

議 長

署名議員

署名議員